

第 10 次川越市交通安全計画（案）

（平成 28 年度～平成 32 年度）

川 越 市

川越市民憲章

(昭和57年12月1日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治45年制定)



■市の木 かし
(昭和57年制定)



■市の花 山吹
(昭和57年制定)



■市の鳥 雁
(平成4年制定)



はじめに

国では、昭和45年に初めて総合的な交通安全対策を規定した「交通安全対策基本法」（昭和45年法律第110号）を制定しています。埼玉県では、5年を計画の周期にこれまで9次にわたる交通安全計画を策定していますが、本市でもそれに併せて県の計画に基づく交通安全計画を策定し各般の施策を進めてまいりました。

このたび、埼玉県が平成28年度から平成32年度までの「第10次埼玉県交通安全計画」を策定したことを受け、本市においても同期間における交通安全対策の大綱とした「第10次川越市交通安全計画」を策定いたしました。

平成27年中、市内では1,717件もの人身交通事故が発生し、7人の尊い命が失われ、2,076人が負傷するという誠に憂慮すべき状況となっております。また物損事故を含めた交通事故総件数は9,069件にのぼり、交通事故全体の減少を実現することが喫緊の課題であり、これまで以上に交通安全に関わるさまざまな取組を一層推進していくことが強く求められています。

この新たな計画を基に、警察や市の関係各課をはじめ、さまざまな関係機関・団体等が一体となって当該計画に定めた諸施策を推進するとともに、市民一人ひとりが交通安全を自らのそしてご家族の問題として捉えていただき、交通事故防止に向けた安全な行動や運転に一層心掛けていただきますようお願いするものであります。

目次

第1部 総論.....	5
第1章 交通安全計画の策定.....	6
1 計画策定の趣旨.....	6
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画の期間.....	7
4 計画のポイント.....	7
5 第9次川越市交通安全計画の成果.....	7
第2章 交通事故等の状況.....	8
1 道路交通事故.....	8
(1) 道路交通事故の状況.....	8
(2) 川越市における道路交通事故の特徴.....	9
第3章 第10次川越市交通安全計画の目標.....	12
第4章 交通安全対策の重点.....	13
1 高齢者及び子供の安全確保.....	13
2 自転車及び歩行者の安全確保.....	13
3 交通事故が起こりにくい環境づくり.....	13
第5章 計画の推進体制.....	14
1 行政機関.....	14
2 事業者、交通関係団体、ボランティア等.....	14
3 市民.....	14
4 計画の進行管理と評価の方法.....	15
第2部 講じようとする施策.....	16
第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備.....	19
1 人優先の安心・安全な歩行空間の整備.....	19
(1) 生活道路における交通安全対策の推進.....	19
(2) 通学路等における安全対策.....	19
(3) 道路交通環境のバリアフリー化の推進.....	20
2 交通安全施設等の整備.....	20
(1) 交通安全施設等整備事業の推進.....	20

(2) 道路交通環境整備への住民参加の促進.....	21
3 効果的な交通規制の促進.....	21
4 自転車利用環境の総合的整備.....	21
(1) 自転車通行空間の整備.....	21
(2) 放置自転車等の解消.....	21
(3) 駅周辺の自転車駐車場の整備.....	21
5 交通需要マネジメントの推進.....	22
(1) 公共交通機関の利用の促進.....	22
(2) 自動車の効率的利用の促進.....	22
6 災害に備えた道路交通環境の整備.....	22
(1) 災害に備えた道路の整備.....	22
(2) 災害発生時における交通規制.....	22
7 総合的な駐車対策の推進.....	23
(1) 秩序ある駐車場の推進.....	23
(2) 駐車施設等の整備.....	23
8 その他の道路交通環境の整備.....	24
(1) 交通による環境負荷の低減.....	24
(2) 道路占用の適正化.....	24
(3) 子供の遊び場等の確保.....	24
(4) 無電柱化の推進.....	24
9 踏切道の安全の確保.....	25
(1) 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進.....	25
(2) 踏切道の安全に関する知識の普及.....	25
第2章 交通安全思想の普及徹底.....	26
1 高齢者に対する交通安全教育の推進.....	26
(1) 高齢者に対する交通安全教育.....	26
(2) 高齢運転者に対する交通安全教育.....	27
2 子供に対する交通安全教育の推進.....	27
(1) 幼児に対する交通安全教育.....	27
(2) 小学生に対する交通安全教育.....	27
(3) 中学生に対する交通安全教育.....	28

(4) 高校生に対する交通安全教育.....	28
3 障害のある人に対する交通安全教育の推進.....	29
4 成人等に対する交通安全教育の推進.....	30
(1) 若者に対する交通安全教育.....	30
(2) 成人に対する交通安全教育.....	30
5 外国人に対する交通安全知識の普及啓発.....	30
6 地域ぐるみの交通安全教育の推進.....	31
7 交通安全教育指導者の養成・活用.....	31
8 自転車の安全利用の推進.....	31
(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知.....	31
(2) 自転車乗車用ヘルメットの普及促進.....	32
(3) 自転車運転免許制度の活用.....	32
(4) 幼児二人同乗用自転車の普及促進.....	32
(5) 自転車の安全利用に関する条例の制定の検討.....	32
9 交通安全に関する普及啓発活動の推進.....	33
(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底.....	33
(2) 飲酒運転の根絶.....	33
(3) 薬物乱用防止対策の推進.....	33
(4) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進.....	33
(5) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施.....	34
10 市民総ぐるみの交通安全運動等の推進.....	34
11 民間交通安全団体等の主体的活動の促進.....	34
第3章 安全運転と車両の安全性の確保.....	35
1 運転者教育等の充実.....	35
(1) 高齢運転者対策の充実.....	35
(2) 障害のある運転者等対策の推進.....	35
(3) シートベルト、チャイルドシート及び自転車乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底.....	36
2 自転車の安全性の確保.....	36
第4章 道路交通秩序の維持.....	37
1 交通事故防止対策の推進等.....	37
(1) 効果的な交通事故防止対策の推進.....	37

(2) 過積載防止対策の推進.....	38
2 暴走族及び旧車會対策の強化.....	38
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実.....	38
(2) 暴走行為をさせないための環境づくり.....	38
(3) 車両の不正改造の防止.....	38
第5章 救急・救助活動の充実.....	39
1 救急・救助体制の整備.....	39
(1) 救急・救助体制の充実.....	39
(2) 応急手当の普及啓発活動の推進.....	39
(3) 救急救命士の養成等の推進.....	40
(4) 防災ヘリコプターを活用した救急・救助業務の推進.....	40
(5) 救急・救助隊員の教育訓練の充実.....	40
2 救急医療体制の整備.....	40
(1) 救急医療提供体制の確保.....	40
(2) メディカルコントロール体制の充実・強化.....	40
(3) ドクターヘリコプターを活用した救急業務の推進.....	41
第6章 被害者支援の推進.....	42
1 自動車損害賠償保障制度の周知等及び自転車損害賠償保険の普及促進.....	42
2 交通事故相談の活動の充実.....	42
(1) 交通事故相談業務の周知と充実.....	42
(2) 関係機関との連絡体制の強化.....	43
3 被害者支援の充実強化.....	43

第 1 部 総論

第 1 章 交通安全計画の策定

第 2 章 交通事故等の状況

第 3 章 第 10 次川越市交通安全計画の目標

第 4 章 交通安全対策の重点

第 5 章 計画の推進体制

第 1 章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

川越市は、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 46 年以降、5 年ごとに 9 次にわたり「川越市交通安全計画」を策定し、関係機関等が一体となって、各種対策を強力に推進してきました。

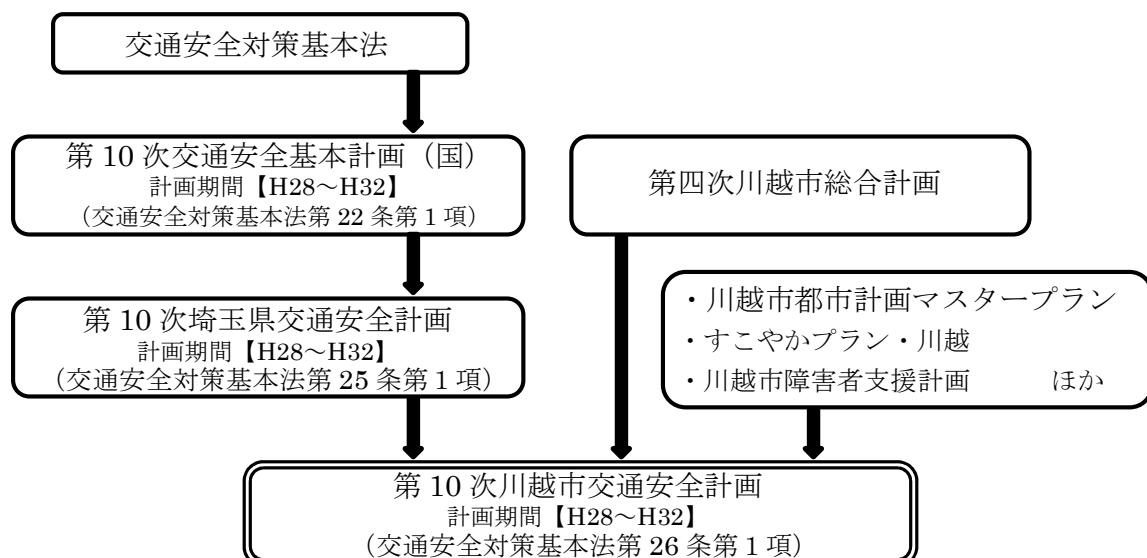
その結果、平成 27 年の市内における交通事故死者数は 7 人となり、過去最悪であった昭和 47 年の 34 人の約 5 分の 1 の水準にまで減少しました。

その一方で、未だに交通事故で亡くなった方や怪我をされた方が平成 27 年は 2,083 人であり、交通事故件数も依然として高い水準で推移していることから、今後もより一層の交通事故の抑止を図っていく必要があります。

本計画は、人優先の交通安全思想を基本とし、科学的な交通事故の調査・分析や交通安全対策に関する評価・予測等を行い、その成果を踏まえ、適切かつ効果的な交通安全に関する諸施策について、市民の理解と協力のもと、関係機関等が緊密な連携を図り、引き続き強力に推進していくため、策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「第 10 次埼玉県交通安全計画」に基づき、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、市の交通安全対策の総合的、長期的な施策の大綱を定めたもので、市の交通安全施策の指針となるものです。計画策定にあたっては、「第四次川越市総合計画」等との整合を図っております。



3 計画の期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5か年計画とします。

4 計画のポイント

交通事故の根絶を目指し、安全で快適な交通社会を築いていくためには、人優先の交通安全思想のもとに交通環境の変化を踏まえ、総合的な交通安全対策を積極的に推進していくことが必要です。

そのためには、幼児、児童、高齢者、障害のある人の交通安全対策、飲酒等無謀運転の防止対策、交通安全意識の普及徹底に努め、さらに道路環境の整備、車両の安全性の確保、緊急時における救急救助体制の整備、被害者救済体制の充実等の各種対策を市及び関係機関・団体が一体となって、総合的かつ計画的に推進していくことが必要であり、その行動指針となるよう配慮しました。

5 第9次川越市交通安全計画の成果

第9次計画では道路交通について、「平成27年までに、交通事故による死者数を年間6人以下とすること及び交通事故死傷者数を年間1,800人以下とすること」の2つの目標を設定しました。

平成27年中の交通事故死者数は7人であり、平成22年の10人から大きく減少させたものの、6人以下とする目標については達成できませんでした。さらに、交通事故死傷者数についても平成27年は2,083人であり、平成22年の2,529人から2割近く減少させたものの、目標である1,800人以下という目標を達成することができませんでした。

このことから、より一層の交通安全対策を講じていく必要があり、国、県及び関係機関・団体とともに推進していくことが急務となっています。

第2章 交通事故等の状況

1 道路交通事故

(1) 道路交通事故の状況

平成27年中の全国の交通事故死者数は、平成12年以来15年ぶりに増加となりました。

県内の交通事故死者数は、平成22年に200人を下回って以降、概ね減少傾向で推移しているものの、平成27年は4年ぶりに増加に転じました。人身事故件数は、平成17年をピークに減少傾向で推移しており、平成27年中の人身事故件数は平成4年以降、負傷者数は平成元年以降最少で、いずれも5年連続の減少となりました。

本市における交通事故死者数は、昭和47年に過去最悪の34人を記録しましたが、近年では平成23年が15人であった以降は4～7人で推移しています。

また、交通事故死傷者数についても平成15年に過去最悪の3,385人を記録して以降は、概ね減少傾向にあり、平成27年は2,083人になりました。

表1 埼玉県及び川越市の交通事故発生状況

		総件数(件)	人身(件)	死者(人)	負傷者(人)	物件(件)
平成23年	県	165,138	37,410	207	45,567	127,728
	市	8,863	1,871	15	2,250	6,992
平成24年	県	167,745	35,600	200	43,519	132,145
	市	9,050	1,792	5	2,129	7,258
平成25年	県	168,745	33,280	180	40,852	135,465
	市	9,384	1,843	7	2,249	7,541
平成26年	県	166,530	30,821	173	37,673	135,709
	市	9,031	1,637	4	1,988	7,394
平成27年	県	165,661	29,528	177	36,111	136,133
	市	9,069	1,717	7	2,076	7,352

【参考】表2 人口10万人当たりの交通事故死傷者数等の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
埼玉県(人)	635	606	568	523	501
川越市(人)	657	616	647	570	594

(注) 人口は、各年10月1日現在の推計人口を基準とする。

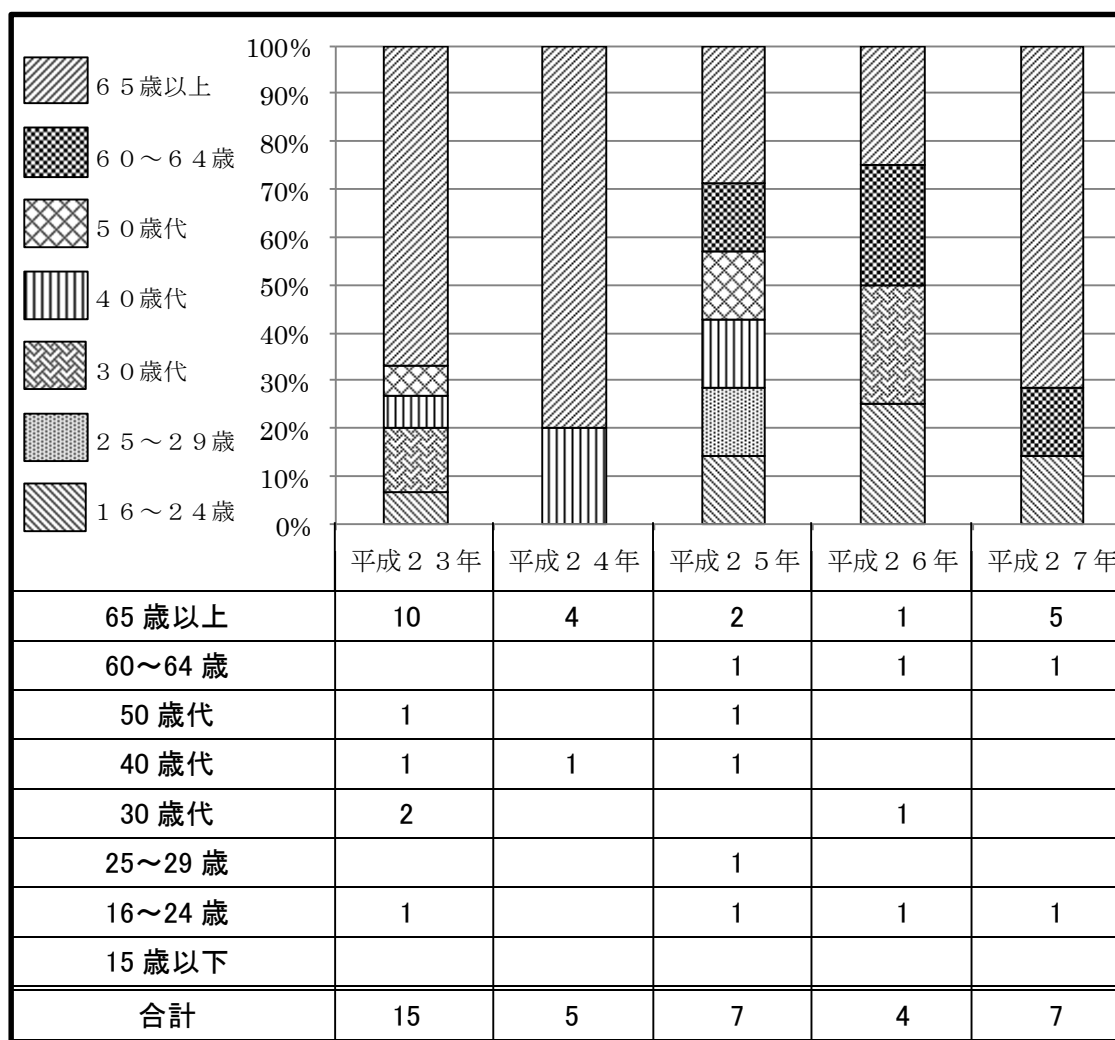
(2) 川越市における道路交通事故の特徴

本市における死亡事故には、「高齢者」、「自転車・歩行者の事故」、「前方不注視（漫然運転、わき見運転等を含む）の事故」が多いという特徴があります。

ア 交通事故死者の6割弱は高齢者

平成23年から平成27年までの交通事故による死者を年齢層別に見ると、全死者の57.9%が65歳以上の高齢者で、特に平成24年は8割に上るなど、高い割合が続いています。高齢死者の内訳は、歩行中が14人、自転車乗用中が5人、その他が3人となっており、歩行中及び自転車乗用中の死者が86.4%を占めています。

図1 川越市の年齢層別の交通事故死者数の推移



【参考】表3 川越市の道路別の人身交通事故件数

	国道	県道		市道	その他の 道路※	合計
		主要地方道	一般県道			
平成23年	344	269	114	1,083	61	1,871
平成24年	346	276	119	994	57	1,792
平成25年	355	261	115	1,061	51	1,843
平成26年	308	239	119	925	46	1,637
平成27年	312	228	131	999	47	1,717

※ その他の道路とは、私道、その他一般の交通の用に供する道路

イ 自転車・歩行者事故の多発

自動車と比較して弱い立場にある歩行者の死亡事故が最も多く、平成23年から平成27年の5年間では全死者数の44.7%に当たる17人が歩行中に亡くなっており、自転車の8人も合計すると、全死者の65.8%を占めます。

表4 川越市の状態別の交通事故死者数(平成23~27年)

状態別	四輪車	自二車	原付車	自転車	歩行者	合計
死者数(人)	4	3	6	8	17	38
構成率(%)	10.5	7.9	15.8	21.1	44.7	100.0

【参考】表5 埼玉県及び川越市の状態別の交通事故死者数(平成27年)

状態別	四輪車	自二車	原付車	自転車	歩行者	合計
埼玉県死者数(人)	34	28	10	42	63	177
県内 構成率(%)	19.2	15.8	5.7	23.7	35.6	100.0
川越市内死者数	1	0	1	2	3	7
市内 構成率(%)	14.3	0.0	14.3	28.6	42.8	100.0

【参考】表6 自転車乗用中の交通事故死傷者数の推移

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
埼玉県	死者数 (人)	44	42	42	31	42
	負傷者数 (人)	12,050	10,878	9,956	9,223	8,589
川越市	死者数 (人)	0 【0】	2 【2】	3 【2】	1 【0】	2 【1】
	負傷者数 (人)	584	551	540	455	512

(注) 【】内は、高齢死者数。

ウ 交差点及びその付近において人身交通事故が集中して発生

本市における平成 23 年から平成 27 年の 5 年間の人身交通事故は 8,860 件であり、道路形状別の内訳では、単路の 4,255 件 (48.0%) に対して、交差点及びその付近は 4,605 件 (52.0%) と件数ではきつ抗していますが、交差点及びその付近において集中して発生しています。

図2 川越駅付近における人身交通事故の発生場所(平成 27 年)



出典：埼玉県警察ホームページ「事件事故マップ」

第3章 第10次川越市交通安全計画の目標

平成32年までに

- (1) 交通事故死者数を年間6人以下とする。
- (2) 交通事故死傷者数を年間1,560人以下とする。

本計画の計画期間である平成32年までに年間の交通事故死者数を6人以下、交通事故死傷者数を1,560人以下とすることを目指します。

本目標は、交通死亡事故死者数については県の第10次交通安全基本計画における「平成32年までに年間の交通事故死者数を125人以下」とする目標から本市の人口割合を勘案して6人以下と設定します。

また、交通事故死傷者数については、県の平成22年と平成27年を比較した交通事故死傷者数の減少割合である25.09%を本市の平成27年の結果である2,083人にあてはめ、1,560人以下と設定しました。

第4章 交通安全対策の重点

1 高齢者及び子供の安全確保

高齢者の交通事故を防止するため、訪問型の交通安全教育を推進するとともに、高齢者の増加に伴い、高齢運転者に起因する交通事故の比率が高まることが予想されるため、高齢運転者に対する交通安全教育をより一層推進します。

子供の交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育や通学路における歩道等の整備を引き続き推進します。

2 自転車及び歩行者の安全確保

平成24年4月1日に施行された埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づいて、自転車の安全利用を推進します。また、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図るため、関係機関と協力しながら自転車レーン等の自転車通行空間の整備を推進します。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩道の整備や路側帯を設置するなど、歩行者の交通事故防止対策を推進します。

3 交通事故が起こりにくい環境づくり

人身交通事故の半数以上が交差点及びその付近において発生していることなどから、右折帯の設置、区画線等による交差点のコンパクト化、並びに交通事故多発交差点における交通事故防止対策を行い、道路環境の整備を推進するとともに、各季の交通安全運動等を実施し、交通安全意識の醸成やマナーの向上を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 行政機関

市は、この計画の趣旨及びこの計画に定める施策を踏まえ、本市の交通情勢や市民の生活に対応したきめ細かな事業を実施するとともに、国・県や交通関係団体等と連携し、実情に応じた効果的な交通安全対策を推進します。

2 事業者、交通関係団体、ボランティア等

交通安全対策を推進する上で、事業者は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故の防止に努めることが求められます。

さらに、地域における交通関係団体、ボランティア等が行う交通安全活動の効果は極めて大きいものがあるので、市や警察と連携・協力しながら、効果的な交通安全対策を進めることが求められます。

3 市民

悲惨な交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しいマナーを実践することが何よりも大切です。

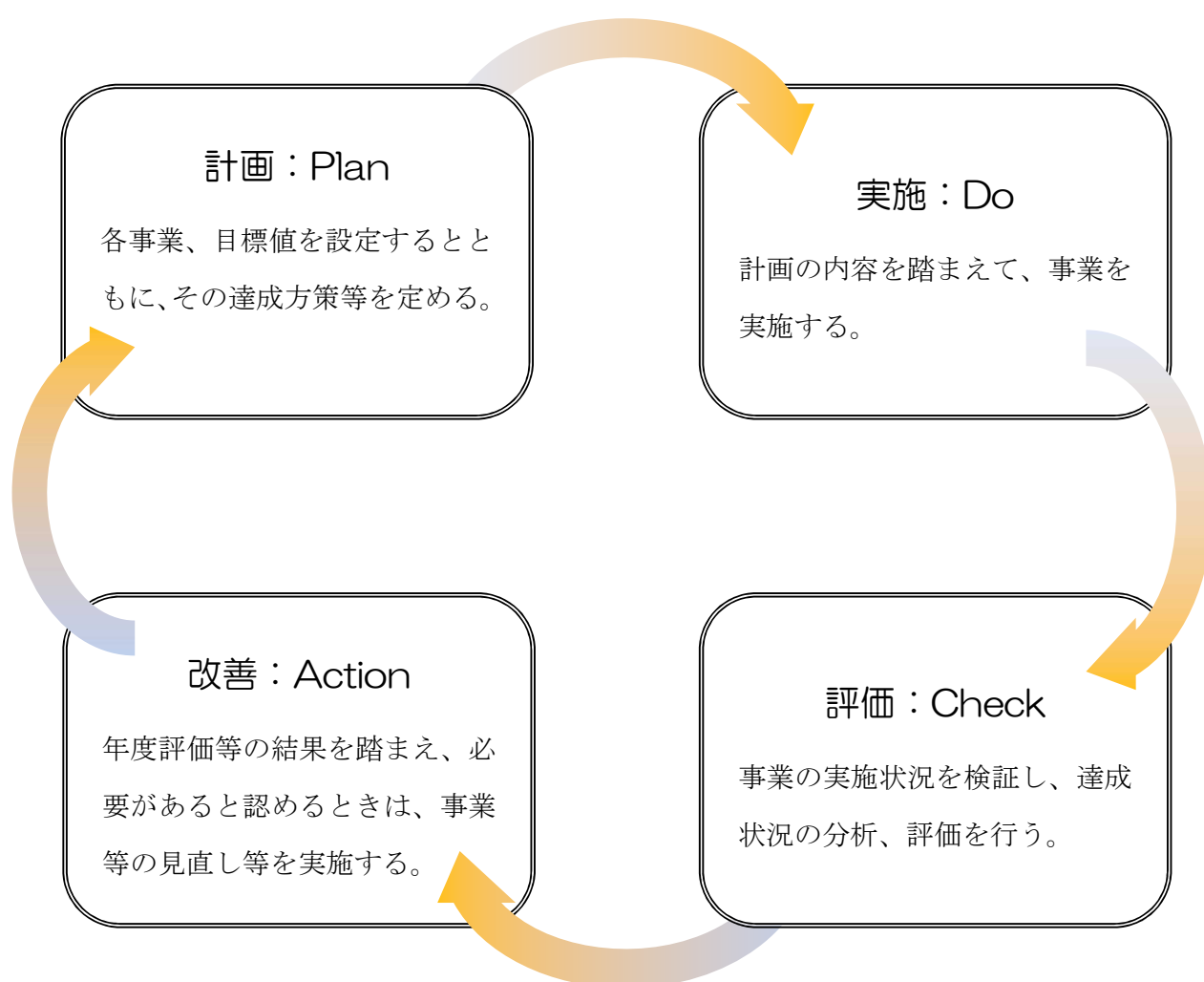
特に、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、車に乗ったらシートベルトを着用する、夜間に外出する際は反射材を身につけるといったことを習慣づけるなど、「自分のできることから始める」ことが求められます。

4 計画の進行管理と評価の方法

本計画を推進するために、定期的に各施策の実施状況の把握や評価を実施し、計画的な進行管理を行います。進行管理にあたっては、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」により、各施策について評価・改善を行います。

また、交通環境の変化や進捗状況に応じて、事業の見直しや新規事業の実施など、適切な運用を図ります。

■PDCAサイクルのイメージ図



第2部 講じようとする施策

第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 安全運転と車両の安全性の確保

第4章 道路交通秩序の維持

第5章 救急・救助活動の充実

第6章 被害者支援の推進

《施策の体系》

1 人と環境にやさしい道路交通環境の整備	1 人優先の安心・安全な歩行空間の整備	(1) 生活道路における交通安全対策の推進 (2) 通学路等における安全対策 (3) 道路交通環境のバリアフリー化の推進
	2 交通安全施設等の整備	(1) 交通安全施設等整備事業の推進 (2) 道路交通環境整備への住民参加の促進
	3 効果的な交通規制の促進	
	4 自転車利用環境の総合的整備	(1) 自転車通行空間の整備 (2) 放置自転車等の解消 (3) 駅周辺の自転車駐車場の整備
	5 交通需要マネジメントの推進	(1) 公共交通機関の利用の促進 (2) 自動車の効率的利用の促進
	6 災害に備えた道路交通環境の整備	(1) 災害に備えた道路の整備 (2) 災害発生時における交通規制
	7 総合的な駐車対策の推進	(1) 秩序ある駐車場の推進 (2) 駐車施設等の整備
	8 その他の道路交通環境の整備	(1) 交通による環境負荷の低減 (2) 道路占用の適正化 (3) 子供の遊び場等の確保 (4) 無電柱化の推進
	9 踏切道の安全の確保	(1) 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進 (2) 踏切道の安全に関する知識の普及
2 交通安全思想の普及徹底	1 高齢者に対する交通安全教育の推進	(1) 高齢者に対する交通安全教育 (2) 高齢運転者に対する交通安全教育
	2 子供に対する交通安全教育の推進	(1) 幼児に対する交通安全教育 (2) 小学生に対する交通安全教育 (3) 中学生に対する交通安全教育 (4) 高校生に対する交通安全教育
	3 障害のある人に対する交通安全教育の推進	
	4 成人等に対する交通安全教育の推進	(1) 若者に対する交通安全教育 (2) 成人に対する交通安全教育
	5 外国人に対する交通安全知識の普及啓発	
	6 地域ぐるみの交通安全教育の推進	
	7 交通安全教育指導者の養成・活用	
	8 自転車の安全利用の推進	(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知 (2) 自転車乗車用ヘルメットの普及促進 (3) 自転車運転免許制度の活用 (4) 幼児二人同乗用自転車の普及促進 (5) 自転車の安全利用に関する条例の制定の検討
	9 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底 (2) 飲酒運転の根絶 (3) 薬物乱用防止対策の推進 (4) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進 (5) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施
	10 市民総ぐるみの交通安全運動等の推進	
	11 民間交通安全団体等の主体的活動の促進	

3 安全運転と車両の安全性の確保	1 運転者教育等の充実	(1) 高齢運転者対策の充実 (2) 障害のある運転者等対策の推進 (3) シートベルト、チャイルドシート及び自転車乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
	2 自転車の安全性の確保	
4 道路交通秩序の維持	1 交通事故防止対策の推進等	(1) 効果的な交通事故防止対策の推進 (2) 過積載防止対策の推進
	2 暴走族及び旧車會対策の強化	(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実
		(2) 暴走行為をさせないための環境づくり (3) 車両の不正改造の防止
5 救急・救助活動の充実	1 救急・救助体制の整備	(1) 救急・救助体制の充実
		(2) 応急手当の普及啓発活動の推進
		(3) 救急救命士の養成等の推進
		(4) 防災ヘリコプターを活用した救急・救助業務の推進
		(5) 救急・救助隊員の教育訓練の充実
2 救急医療体制の整備	(1) 救急医療提供体制の確保	
	(2) メディカルコントロール体制の充実・強化	
	(3) ドクターヘリコプターを活用した救急業務の推進	
6 被害者支援の推進	1 自動車損害賠償保障制度の周知等及び自転車損害賠償保険の普及促進	
	2 交通事故相談の活動の充実	(1) 交通事故相談業務の周知と充実
		(2) 関係機関との連絡体制の強化
3 被害者支援の充実強化		

第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

これまでの交通安全対策により、本市の交通事故は近年若干の減少傾向にありますが、依然として高い水準で推移しており、交通事故死者を状態別で見ると、歩行者が最も多く、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策をさらに強化する必要があります。

また、近年、自転車は排気ガスや騒音を出さない環境にやさしい交通手段として見直されつつあるとともに、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが増加しています。このため、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の整備を推進します。

そして、交通安全施設等の整備については、体系的な道路網の整備により生活道路及び幹線道路の適切な機能分担を図るとともに、効果的・効率的に事故を減少させる観点から、事故が多発しているなど緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を重点的に実施します。

1 人優先の安心・安全な歩行空間の整備

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

関係課	防犯・交通安全課、道路環境整備課
-----	------------------

交通事故分析データや、地域の意見や要望等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいては、道路管理者及び公安委員会が連携して、歩行者等の安全確保や通過交通の排除等に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間等の整備を推進します。

(2) 通学路等における安全対策

関係課	防犯・交通安全課、道路街路課、道路環境整備課、教育指導課
-----	------------------------------

児童生徒の安全を確保するため、通学路における歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通学路安全総点検を実施し、利用者の視点からの交通安全対策を推進します。

(3) 道路交通環境のバリアフリー化の推進

関係課	道路環境整備課、防犯・交通安全課、道路街路課
-----	------------------------

高齢者や障害のある人を含め全ての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、公共施設のバリアフリー化や歩道の拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進します。

2 交通安全施設等の整備

(1) 交通安全施設等整備事業の推進

関係課	防犯・交通安全課、道路街路課、道路環境整備課、教育指導課
-----	------------------------------

交通の安全を確保する必要性が高い道路については、道路管理者及び公安委員会が連携し、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化を図ります。

【道路管理者が実施する事業】

ア 交差点整備の推進

市内の人身交通事故の半数以上が交差点及び交差点付近で発生していること、また右折帯のない交差点は交通渋滞の大きな要因となっていることから、右折帯を設置する等の交差点整備を重点的に推進します。

イ 通学路の整備

児童生徒の安全を確保するため、通学路における歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通学路安全総点検を実施し、利用者の視点からの交通安全対策を推進します。

ウ 自転車通行空間の整備

広い路肩等、既存の道路幅員を活用し、自転車の通行量や自転車事故が多い等、交通安全対策の必要な箇所において、関係機関と協力しながら自転車レーン等の自転車通行空間の整備を推進します。

(2) 道路交通環境整備への住民参加の促進

関係課	道路街路課、防犯・交通安全課、道路環境整備課
-----	------------------------

道路交通環境の整備においては、道路を利用する住民の意見を取り入れるため、市民意見箱や地元要望内容を考慮して道路交通環境の整備に努めます。

3 効果的な交通規制の促進

関係課	防犯・交通安全課、交通政策課、道路街路課、道路環境整備課
-----	------------------------------

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路が持つ社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流や交通量の状況等地域の実態等に応じて必要な交通規制について関係機関に要請します。

4 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の整備

関係課	防犯・交通安全課、交通政策課、道路街路課、道路環境整備課
-----	------------------------------

広い路肩等、既存の道路幅員を活用し、自転車の通行量や自転車事故が多い等、交通安全対策の必要な箇所において、関係機関と協力しながら自転車レーン等の自転車通行空間の整備を推進します。

(2) 放置自転車等の解消

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

駅周辺等における放置された自転車等は、通行の障害、災害時や緊急時の通行の妨げ、都市景観の阻害等、さまざまな社会問題をもたらしています。

これを解消し、歩行者、特に高齢者や障害のある人が安心して外出できるよう、放置自転車等の整理・撤去の推進を図ります。

(3) 駅周辺の自転車駐車場の整備

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

自転車の駐車需要の多い駅周辺の自転車駐車場を確保するため、自転車駐車場の整備、支援等を行います。

5 交通需要マネジメントの推進

(1) 公共交通機関の利用の促進

関係課	交通政策課
-----	-------

道路の交通総量の減少による交通渋滞の緩和、交通事故防止及び円滑な道路交通の確保を図るため、鉄道やバスなど、公共交通機関の利用の促進を図ります。

鉄道については、鉄道駅周辺整備のほか、駅施設の改善等により利便性の向上を図ります。バスについては、ノンステップバスの導入促進や、発着案内等の充実により、利用しやすい環境を作ります。また、鉄道とバスの円滑な乗り換え機能の向上を図ります。

(2) 自動車の効率的利用の促進

関係課	交通政策課
-----	-------

円滑で安全な道路交通の確保に資するため、混雑時間や混雑箇所を避ける等、自動車の効率的利用を促進します。

6 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

関係課	防災危機管理室、道路街路課、道路環境整備課
-----	-----------------------

地震、豪雨・豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化等を推進します。

(2) 災害発生時における交通規制

関係課	道路環境整備課、防災危機管理室
-----	-----------------

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、関係機関と協力して被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、併せて、災害の状況や交通規制等に関する情報を提供します。

7 総合的な駐車対策の推進

(1) 秩序ある駐車場の推進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

地域住民等の意見要望を踏まえつつ、地域の交通実態等に応じた迷惑駐車対策を行うとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車に関しては警察と情報共有を行い、連携して対応します。

(2) 駐車施設等の整備

関係課	都市計画課、防犯・交通安全課、産業振興課、観光課、交通政策課
-----	--------------------------------

ア 駐車施設整備の推進

大規模店舗附帯駐車場の空車待ちや、荷捌きの駐車車両に伴う交通渋滞等は、快適な歩行空間や円滑な道路交通に影響を及ぼしています。

このことから、駐車場法による路外駐車場の届出制度や駐車場附置義務条例による指導を行うとともに、計画的な駐車施設整備のために駐車場整備地区の指定等も合わせて検討を行います。

イ 郊外型駐車場の整備

観光の中心である蔵造りの町並み周辺地域へ流入する自動車交通量を抑制し、交通渋滞の緩和及び歩行者等の安全確保のため、郊外型駐車場の整備を推進します。

また、郊外型駐車場からは、徒歩のほか、パークアンドライドとして、バスや自転車など、さまざまな移動手段の充実を図ります。

ウ 違法駐車防止気運の醸成・高揚

違法駐車排除及び適正な自動車保管場所の確保等に関し、各季の交通安全運動等あらゆる機会を通じて市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、違法駐車防止気運の醸成・高揚を図ります。

8 その他の道路交通環境の整備

(1) 交通による環境負荷の低減

関係課	環境政策課、環境対策課
-----	-------------

アイドリングストップの実施や、ムダな加速・減速等を行わないエコドライブを推進するとともに、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るため、環境性能に優れた自動車の普及促進を図ります。

(2) 道路占用の適正化

関係課	道路環境整備課
-----	---------

道路占用にあたっては、道路本来の機能を確保するため、無秩序な道路工事等を抑制するとともに、許可条件履行の確認を徹底する等、許可の適正化を図ります。

また、安全で円滑な道路交通環境を確保するため、不法占用物件に対しては、指導を実施するとともに、沿道住民等への啓発活動を推進します。

(3) 子供の遊び場等の確保

関係課	こども育成課、公園整備課
-----	--------------

路上遊戯等による交通事故を防止し、良好な生活環境づくり等を図るため、既存の児童館や児童遊園等の活用を拡充するとともに住区基幹公園等の整備を推進し、子供の遊び場の充実に努めます。

(4) 無電柱化の推進

関係課	道路街路課、道路環境整備課
-----	---------------

安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、電柱の倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から、道路新設、拡幅等を行う際の同時整備を含め、無電柱化を推進します。

9 踏切道の安全の確保

(1) 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進

関係課	道路街路課、防犯・交通安全課、道路環境整備課
-----	------------------------

交通の円滑化を図るため都市計画道路の踏切道については、立体交差化を検討します。
また、歩行者の安全対策が必要な踏切道や狭小な踏切道については、鉄道事業者と連携し構造改良等を検討します。

(2) 踏切道の安全に関する知識の普及

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

踏切事故の危険性を周知し、安全意識の向上を図るため、交通安全教室や交通安全運動、交通安全イベント等の機会を通じて交通安全意識の向上を図ります。

第2章 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識の高揚を図り、交通ルールと正しい交通マナーを遵守し、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

また、人優先の交通安全思想の下、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を一層確保するため、思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要です。

交通安全意識を向上させ、正しい交通マナーを身に付けるため、人間の成長過程に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

また、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の年代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導も重要になっています。

1 高齢者に対する交通安全教育の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育

関係課	防犯・交通安全課、高齢者いきがい課
-----	-------------------

高齢者に対する交通安全教育は、

- ・加齢に伴う心身機能の変化が歩行中・自転車乗用中の交通行動に及ぼす影響への理解
- ・道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識の習得
- ・夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進

を目標とします。

特に、今まで交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に、訪問型の交通安全教育を促進するほか、高齢者同士の相互啓発等による交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教育指導者等の養成を促進するとともに、老人クラブ等の関係団体と連携して、高齢者自身による自主的な交通安全活動を促進します。

また、自転車乗用中の交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

(2) 高齢運転者に対する交通安全教育

関係課	防犯・交通安全課、高齢者いきがい課
-----	-------------------

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、高齢者に自己の運動能力や反応動作、自動車の特性等を再認識させ、関係機関・団体、自動車教習所等と連携し、運転適性診断や運転者用機材又は実車運転体験等による運転技能診断を実施して、診断結果に基づく個別指導を行う等の運転者教育を推進します。

また、相次ぐ道路の逆走や操作ミスによる事故の防止を図るため、高齢者が交通事故の加害者になる可能性があるという観点に基づき、身体機能や認知機能の低下を知っていただき、安全運転への意識を高めていただくとともに、自主的な運転免許の返納を促す啓発活動等を推進します。

2 子供に対する交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

関係課	防犯・交通安全課、こども育成課
-----	-----------------

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身につけさせるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

また、幼稚園、保育所においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力を図りながら、保育中の事故防止及び安全対策の一環として計画的かつ継続的な交通安全教育を行うとともに、日常の保育活動のあらゆる場面をとらえた交通安全教育を推進します。

家庭においては、交通ルールの遵守や、自転車乗車の際の幼児用ヘルメットの着用による安全性確保をはじめとした、交通安全教育における家庭の役割の重要性を認識させるとともに、幼児への適切な指導、家庭内での話し合いが行われるよう、広報・啓発活動を併せて推進します。

(2) 小学生に対する交通安全教育

関係課	防犯・交通安全課、教育指導課
-----	----------------

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

小学生の時期は、心身の発達が目覚ましく、個人差が大きいので、発達段階に応じた指導が必要であり、低学年には安全な歩行、高学年には安全で正しい自転車の乗り方を中心に指導します。

また、小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力をして、体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味と必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

これらを効果的に実施するため、指導用参考資料を作成・配布するほか、「埼玉県子ども自転車運転免許制度」等を活用した参加・体験・実践型教育を実施するとともに、交通安全教育に関する調査研究、教員等を対象とした研修会等を実施します。

さらに、交通ボランティアによる通学時の安全な通行の指導、保護者を対象とした研修会等を実施します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

関係課	防犯・交通安全課、教育指導課
-----	----------------

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力をして、保健体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味について重点的に交通安全教育を実施します。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

(4) 高校生に対する交通安全教育

関係課	防犯・交通安全課、教育指導課
-----	----------------

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等責任をもって行動することができるような健全な社会人を育成すること

を目標とします。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力をして、保健体育科、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等についてさらに理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を実施します。

特に、二輪車・四輪車の安全に関する指導については、生徒に実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

また、小中学校等との交流を通じて高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促します。

3 障害のある人に対する交通安全教育の推進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

障害のある人に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の種類や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

4 成人等に対する交通安全教育の推進

(1) 若者に対する交通安全教育

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故実態、交通事故加害者としての実態の周知に重点を置き、自己の運転技量に対する正確な認識及び社会的責任を自覚させ、運転者としての交通安全意識を高め、著しい速度超過、飲酒運転など悪質・危険な運転の防止を図ります。

また、若者の特性と興味に十分配慮し、若者が積極的に参加・理解しやすい効果的な交通安全教育を推進するため、関係機関・団体とともに、二輪車及び四輪車の運転実技教育など、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

(2) 成人に対する交通安全教育

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心として行います。

免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準のより一層の向上に努めます。

また、免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識、技術、特に危険予測・回避能力の向上、さらに、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・正しい交通マナーの向上に努めます。

これらは公安委員会が実施する各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて実施する運転者教育及び事業者の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が実施する交通安全教育を中心に行います。

5 外国人に対する交通安全知識の普及啓発

関係課	防犯・交通安全課、国際文化交流課
-----	------------------

国際化の進展により、本市に居住する外国人の増加が続く中、外国人に対する交通安全対策の必要性が高まっています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、本市も開催予定地になっており、今後來訪される外国人の増加が予想されます。

そのため、日本の交通事故実態、交通ルール等を多言語のパフレット等を活用して紹介するなど、広報活動を実施することにより、外国人が日本の交通社会に十分適応できるよう、必要な交通安全知識の普及啓発を図ります。

6 地域ぐるみの交通安全教育の推進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

交通安全教育については、警察、学校、関係民間団体及び家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を図りながら地域ぐるみの活動を推進します。

このため、関係機関・団体等が連携調整する場を設け、緊密な連携による交通安全教育を推進します。

7 交通安全教育指導者の養成・活用

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

幼児から高齢者に至るまでの発達段階に応じ、学校、地域等において、実践的かつ効果的な交通安全教育を実施するためには、交通社会に参加するすべての人々に、説得力のある指導が行える交通安全教育指導者を養成することが必要です。

そのため、交通指導員や学校等における指導者を対象とした研修会等の拡充を図るとともに、これらの指導者による自発的な交通安全教育を促進します。

8 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)を活用する等により、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの理解の向上を図り、加えて自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車の危険性等についての周知・徹底を図ります。

また、薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

(2) 自転車乗車用ヘルメットの普及促進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

キャンペーン等や各種広報媒体を活用して効果の周知など、自転車用ヘルメットの普及啓発を図ります。

市内の平成23年から平成27年までの5年間における自転車乗用中の死亡事故に占める頭部外傷による死者の割合は50.0%（8人のうち4人が頭部外傷）であり、埼玉県全体では平成23年から平成27年までの5年間における自転車乗用中の死亡事故に占める頭部外傷による死者の割合は64.7%（201人のうち130人が頭部外傷）であることから、より一層の自転車用ヘルメットの着用を推進していく必要があります。

(3) 自転車運転免許制度の活用

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

警察が行っている「自転車運転免許制度」に協力し、子供や高齢者等に対して自転車の安全な乗り方等を指導することにより、自転車の安全な利用を推進します。

(4) 幼児二人同乗用自転車の普及促進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進します。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進します。

(5) 自転車の安全利用に関する条例の制定の検討

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

市、市民、自転車利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関する施策の基本となる事項を定め、自転車による事故を未然に防ぐ取り組みを推進するため、「川越市自転車の安全利用に関する条例（仮称）」の制定を目指します。

9 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果、正しい着用・使用方法などについての理解を深め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。

このため、関係機関・団体等と連携し、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を展開し、シートベルト非着用時の危険性の周知徹底や、交通事故等発生時における被害軽減を推進します。

(2) 飲酒運転の根絶

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

飲酒運転を根絶するため、県、市をはじめ、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係機関・団体とともに広報啓発活動に努め、「飲酒運転は、しない・させない・許さない」という規範意識の醸成を図るとともに、飲酒の影響、飲酒習慣についての正しい知識の普及やハンドルキーパー運動の促進など、総合的に飲酒運転根絶に向けた取組を推進します。

(3) 薬物乱用防止対策の推進

関係課	保健総務課、防犯・交通安全課
-----	----------------

薬物乱用による交通事故を根絶するため、広報紙、リーフレット等による周知のほか、県、埼玉県坂戸保健所管内薬物乱用防止指導員協議会、川越市薬剤師会などの関係機関・団体と協力してイベント会場での啓発・相談活動、街頭キャンペーンなどを推進します。

(4) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材用品や自発光式ライト等の普及を図ります。

特に高齢者に対しては、明るい服装等の着用の必要性について理解を深めるため、積極的な広報活動等を通じて周知を図ります。

(5) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

交通安全に関する広報については、市広報、新聞、インターネット等のさまざまな媒体を活用し、民間団体との協働も含め、計画的かつ継続的に実施します。

その際、交通事故ゼロ等を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するよう努めます。

10 市民総ぐるみの交通安全運動等の推進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

市民一人ひとりに広く交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善を促します。

交通安全運動では、川越市交通安全推進協議会の構成機関である公共機関・団体や民間企業をはじめ、警察と連携して、交通事故防止の徹底を推進します。

11 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全教育指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料を提供するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、川越市交通安全推進協議会を中心に、行政・民間団体等が定期的に連絡協議を行い、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるような活動の展開を図ります。

さらに、各主体による創意・工夫された活動を支援し、民間団体等による自発的な交通安全対策を促進します。

第3章 安全運転と車両の安全性の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要です。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実を図ります。

また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進めます。

1 運転者教育等の充実

(1) 高齢運転者対策の充実

関係課	防犯・交通安全課、高齢者いきがい課
-----	-------------------

高齢運転者の関係する交通事故を防止するため、高齢者講習の効果的实施に協力します。指定自動車教習所を地域の交通安全教育の拠点と位置付け、関係機関・団体との協力、連携を図り、高齢運転者に対する体験型再教育を促進します。

また、運転経歴証明書の身分証明書としての機能を充実させ、運転免許証自主返納者の支援や高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの使用を啓発します。

(2) 障害のある運転者等対策の推進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

運転免許を所持する、または取得しようとする障害のある人等に対し、個々の障害に応じた具体的な助言、指導、教育に協力します。

また、障害者に関するマーク等の周知を促進します。

- (3) シートベルト、チャイルドシート及び自転車乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

関係課	防犯・交通安全課、こども育成課
-----	-----------------

シートベルト、チャイルドシート及び自転車乗車用ヘルメットの正しい着用等を徹底するため、関係機関・団体と連携し、各種講習、交通安全運動、街頭キャンペーン等、あらゆる機会を通じて啓発活動等を行います。

また、各種講習の機会に、シートベルト等の着用の実証事例を紹介するなど、その必要性、重要性を訴え着用率の向上を図ります。

2 自転車の安全性の確保

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用します。また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済の充実を図るため、損害賠償責任保険等の各種保険への加入を促進します。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、前照灯の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

第4章 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、交通事故実態等を的確に分析して情報提供を行うことにより、警察が行う死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りに協力します。また、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼び掛け、交通事故、違反の防止に努めます。

さらに、暴走族対策及び旧車會*対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進します。

1 交通事故防止対策の推進等

(1) 効果的な交通事故防止対策の推進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

歩行者及び自転車利用者の交通事故防止と事故多発路線等における重大事故の防止等に重点を置いて、効果的に各種対策を講じます。

ア 交通事故防止に資する各種対策の推進

交通事故実態を分析し、事故多発路線等における交通事故防止対策を講じるとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視や横断歩行者妨害、一時不停止等の交差点関連違反等の悪質・危険性の高い違反を未然に防止すべく、交通ルールの遵守とマナーの向上の周知に努めます。

イ 自転車利用者に対する交通ルールの遵守とマナー向上の推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、傘さし、イヤホン、携帯電話の使用及び通行者に危険を及ぼす違反等に対して声掛けを行い交通事故等の未然防止に努めます。

ウ 生活道路や通学路における交通ルールの遵守とマナー向上の推進

スクールゾーンなどの通学路や生活道路における総合的な安全対策を推進し、道路利用者への周知と学童等の安全確保を図ります。

(2) 過積載防止対策の推進

関係課	防犯・交通安全課、道路環境整備課
-----	------------------

埼玉県過積載防止対策推進会議において決定した「埼玉県過積載防止対策」に基づき、公共工事発注者と連携した過積載防止対策を推進するとともに、各種広報啓発活動を推進します。

2 暴走族及び旧車會對策の強化

(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

関係課	防犯・交通安全課、こども育成課、教育指導課
-----	-----------------------

暴走族追放の気運を高揚させるため、凶悪化する暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を行います。

また、学校等において、青少年に対し、暴走族に加入しないよう適切な指導等を実施します。この場合、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を考慮し、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全な育成を図る観点からの施策を推進します。

(2) 暴走行為をさせないための環境づくり

関係課	防犯・交通安全課、道路環境整備課
-----	------------------

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させない環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを推進します。

(3) 車両の不正改造の防止

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止し、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動及び企業、関係団体に対する呼びかけを積極的に行います。

※ 旧車會（きゅうしゃかい）とは、旧車と呼ばれる古いオートバイに暴走族風の改造を施すが、交通法規は守るなどの暴走族とは違った行動をとる組織・団体。

第5章 救急・救助活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救急・救助体制及び救急医療体制の整備を図ります。

特に、負傷者の救命率・救急効果の一層の向上を図る観点から、救急現場または搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進します。

1 救急・救助体制の整備

(1) 救急・救助体制の充実

関係課	消防局救急課、消防局警防課
-----	---------------

複雑・多様化する交通事故への救助活動を迅速・的確に行えるように、救急・救助体制の充実を図ります。

また、多数の負傷者が発生する大規模な事故に対処するため、救助隊、特別救助隊及び高度救助隊の充実、資機材の整備を図ります。

(2) 応急手当の普及啓発活動の推進

関係課	消防局救急課、保健医療推進課、教育指導課
-----	----------------------

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、バイスタンダーによる適切な応急手当が重要です。

そのため、市民に対し応急手当に関する正しい知識と技術を普及するため、AED（自動体外式除細動器）の使用も含めた応急手当講習会を引き続き実施します。

学校においては、心肺蘇生法（AEDの取り扱いを含む）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、小学校、中学校、高等学校の保健体育科においても、止血法、包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AEDを含む）について指導の充実を図ります。

また、市有施設に設置したAEDが、より有効に活用されるように、インターネット等を活用して市内AEDの設置情報を提供します。

(3) 救急救命士の養成等の推進

関係課	消防局救急課
-----	--------

救急救命士を計画的に養成するとともに、気管挿管認定救命士等の認定資格を取得するための育成を図ります。

(4) 防災ヘリコプターを活用した救急・救助業務の推進

関係課	消防局警防課、消防局救急課
-----	---------------

ヘリコプターは、事故の状況把握、陸路搬送では時間を要する負傷者の救急搬送等に有効であることから、防災ヘリコプターを効果的に活用します。

(5) 救急・救助隊員の教育訓練の充実

関係課	消防局救急課、消防局警防課
-----	---------------

救急隊員及び救助隊員の養成と知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を実施します。

2 救急医療体制の整備

(1) 救急医療提供体制の確保

関係課	保健医療推進課、消防局救急課
-----	----------------

交通事故により入院治療を必要とする重症救急患者の受入医療機関を確保するため、川越地区救急医療圏を単位とした病院群輪番制により第二次救急医療体制の確保を図ります。

また、本市には、生命の危機にある重篤な患者に広域的に対応する高度救命救急センターがあることから、かかりつけ医の普及や救急車の適正利用等の啓発を通じ、市民の第三次救急医療に対する理解が深まるよう努めます。

(2) メディカルコントロール体制の充実・強化

関係課	消防局救急課
-----	--------

救急現場において、救急隊員が常時、医師から指示を得られる体制を確保するとともに、医学的観点からの救急活動の事後検証や、救急救命士を含む救急隊員の再教育など、メディカルコントロール体制の充実・強化を進めることにより、救急活動の質の向上を図ります。

(3) ドクターヘリコプターを活用した救急業務の推進

関係課	消防局救急課、消防局警防課
-----	---------------

交通事故による重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリコプターを効果的に活用します。

第6章 被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、尊い生命を絶たれたりと大きな不幸に見舞われており、交通事故被害者等を支援することは極めて重要です。

交通事故被害者等は、精神的に大きな打撃を受けている上、交通事故に関する知識や情報が十分ではないことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる窓口があることの周知に努めます。また、自転車事故の増加に伴い、自転車利用者が高額な賠償責任を負うケースも珍しくなくなっています。このため自転車事故による被害者の救済の十全を図るため、自転車損害賠償保険の普及促進を図ります。

1 自動車損害賠償保障制度の周知等及び自転車損害賠償保険の普及促進

関係課	防犯・交通安全課
-----	----------

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く市民に周知するとともに、無保険車両の運行の防止に努めます。

また、自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償を求められるケースもあることから、自転車損害賠償保険未加入者への加入を促進します。

2 交通事故相談の活動の充実

(1) 交通事故相談業務の周知と充実

関係課	広聴課
-----	-----

広報活動を積極的に行うことにより、交通事故相談の周知徹底を図ります。

また、損害賠償問題に関し、調停、訴訟等の手続きによらなければ問題の解決が困難であると思われる相談事案については専門相談（弁護士による法律相談）で対応を図る等、交通事故相談業務の充実に努めます。

(2) 関係機関との連絡体制の強化

関係課	広聴課
-----	-----

交通事故相談業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係機関、団体等との連絡体制の強化を図ります。

3 被害者支援の充実強化

関係課	防犯・交通安全課、教育指導課
-----	----------------

交通事故により遺児となった児童生徒に対し、交通遺児奨学金を支給するとともに、各団体が実施する各種奨学金制度を活用できるよう配慮します。

第 10 次川越市交通安全計画

平成 年 月

発行 川越市 市民部 防犯・交通安全課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811 (大代表)

電話 049-224-5721 (直通)

E-mail bohankotsu@city.kawagoe.saitama.jp

